

PATENTS ONLY (ref OG 7/28/92)

To the Honorable Commissioner of Patents and Trademarks:
Please record the attached original document or copy thereof.

1. Name of Party(ies) conveying an interest: JAPAN SCIENCE AND TECHNOLOGY CORPORATION
2. Name and Address of Party(ies) receiving an interest: JAPAN SCIENCE AND TECHNOLOGY AGENCY
Kawaguchi Center Bldg., 4-1-8 Hon-cho
Kawaguchi-shi, Saitama-ken, JAPAN
3. Description of the interest conveyed: Dissolution of Predecessor and Establishment of Successor
4. Application number(s) or patent number(s).
Additional sheet attached? ___ Yes XXX No
If this document is being filed together with a new application,
the execution date of the application is: _____
DATE
- A. Patent Application No.(s) 09/267,619
- B. Patent No.(s) 6,529,539
5. Name and address of party to whom correspondence concerning document should be mailed:
John R. Mattingly
Mattingly, Stanger & Malur, P.C.
1800 Diagonal Road, Suite 370
Alexandria, Virginia 22314
6. Number of applications and patents involved: One
7. Amount of fee enclosed or authorized to be charged: \$40.00
8. The Commissioner is hereby authorized to charge Deposit Account No. 50-1417 if no check is attached.

DO NOT USE THIS SPACE

9. Execution date of attached document: October 1, 2003
10. To the best of my knowledge and belief, I declare under penalty of perjury under the laws of the United States of America that the foregoing information is true and correct and that any attached copy is a true copy of the original document.

Daniel J. Stanger
Name of Person Signing


Signature

November 15, 2004
Date

Total number of pages being submitted: 16

[Purpose]

Article 1 This law aims at establishing the items concerning the name, purpose and the range of activities of the Japan Science and Technology Agency.

[Definition]

Article 2 In this law, "new technology" is the result of research and development concerning science and technology which are important in national economy (excluding the technology only concerning human science, the same in the next paragraph and paragraph 3 and Article 18) (hereinafter referred to as "research and development"). Also, it is not commercialized.

2 In this law, "basis research and development" is applicable to either of the following items.

- 1) Common research and development concerning science and technology which contribute to the creation of new technology.
- 2) Research and development concerning science and technology which contribute to the creation of new technology and comprehensive research and development requiring the cooperation of many sections.

3 In this law, "commercialization development" means that the result of research and development concerning science and technology is realized by companies and can be commercialized.

4 In this law, "science and technology information" means information about science and technology.

[Name]

Article 3 The name of the independent administrative organization established as provided by this law and the general rule of the independent administrative corporation (1999 law No. 103, hereinafter referred to as "general rule") and prescribed by Article 2, paragraph 1 of the general rule shall be the Japan Science and Technology Agency.

[Purpose of agency]

Article 4 The Japan Science and Technology Agency (hereinafter referred to as "agency") aims at comprehensively performing the following activities to promote science and technology; activities such as basic research concerning science and technology (excluding the technology only concerning human science) contributing to the creation of new technology, basis research and development and commercialization development of new technology, activities concerning the distribution of science and technology information as a central organization concerning science and technology information in our country and activities concerning the arrangement of infrastructures to promote science and technology.

[Day of execution]

Article 1 This law is executed on the day of promulgation. However, the provisions of the following items are executed on the day provided in each item.

- 1) Provisions in Articles 6 to 9 of the bylaw and Article 11 October 1, 2003
- 2) Provisions in Article 12 of the bylaw Late day of either October 1, 2003 or the day of the execution of law concerning the protection of individual information held by independent administrative organizations (2002 law No. _____)

[Dissolution of corporation]

Article 2 The Japan Science and Technology Corporation shall be dissolved when the agency is established. All rights and duties of the corporation will be succeeded by the agency at that time except the assets succeeded by the nation in accordance with the provisions of the next paragraph.

- 2 When the agency is established, the nation will succeed to the assets other than the assets necessary to securely

perform the operations by the agency in regard to the rights held by the corporation (only the assets belonging to ordinary account (hereinafter referred to as "old ordinary account) provided by Article 49, paragraph 1 of the Japan Science and Technology Corporation Law (1996 law No. 27, hereinafter referred to as "old corporation law") before abolishment in accordance with the provisions of Article 6 of the bylaw).

[Abolishment of the Japan Science and Technology Corporation Law]

Article 6 The Japan Science and Technology Corporation Law will be abolished.

独立行政法人科学技術振興機構法 (平成14年12月13日法律第158号)

目次

- 第1章 総則(第1条—第9条)
- 第2章 役員及び職員(第10条—第17条)
- 第3章 業務等(第18条—第20条)
- 第4章 雑則(第21条—第25条)
- 第5章 罰則(第26条—第28条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

- ★第1条 この法律は、独立行政法人科学技術振興機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

- ★第2条 この法律において「新技術」とは、国民経済上重要な科学技術（人文科学のみに係るものを除く。次項及び第3項並びに第18条において同じ。）に関する研究及び開発（以下「研究開発」という。）の成果であって、企業化されていないものをいう。
- ★2 この法律において「基盤的研究開発」とは、次の各号のいずれかに該当する研究開発をいう。
- (1) 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する共通的な研究開発
 - (2) 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する研究開発であって、多数部門の協力を要する総合的なもの
- ★3 この法律において「企業化開発」とは、科学技術に関する研究開発の成果を企業の規模において実施することにより、これを企業化することができるようにすることをいう。

✕ 4 この法律において「科学技術情報」とは、科学技術に関する情報をいう。

(名称)

✕ 第3条 この法律及び独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第2条第1項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人科学技術振興機構とする。

(機構の目的)

✕ 第4条 独立行政法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）は、新技術の創出に資することとなる科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。

(事務所)

第5条 機構は、主たる事務所を埼玉県に置く。

(資本金)

第6条 機構の資本金は、附則第3条第1項、第2項及び第5項の規定により政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

- 2 機構は、必要があるときは、文部科学大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。
- 3 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。
- 4 政府は、機構に出資するときは、土地又は建物その他の土地の定着物（以下この条において「土地等」という。）を出資の目的とすることができる。

- 5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
- 7 政府及び政府以外の者は、第2項の認可があつた場合において、機構に出資しようとするときは、文献に係る第18条第5号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）のうち政令で定めるもの（以下「文献情報提供業務」という。）又はその他の業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額（土地等を出資の目的とする場合にあっては、土地等）を示すものとする。

（出資証券）

第7条 機構は、出資に対し、出資証券を発行する。

2 出資証券は、記名式とする。

3 前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

（持分の払戻し等の禁止）

第8条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

（名称の使用制限）

第9条 機構でない者は、科学技術振興機構という名称を用いてはならない。

第2章 役員及び職員

（役員）

第10条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事2人を置く。

2 機構に、役員として、理事4人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第11条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構

の業務を掌理する。

- 2 通則法第19条第2項 の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。
- 3 前項ただし書の場合において、通則法第19条第2項 の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

(役員任期)

第12条 理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。

(役員欠格条項の特例)

第13条 通則法第22条 の規定にかかわらず、教育公務員又は研究公務員で政令で定めるもの(次条各号のいずれかに該当する者を除く。)は、非常勤の理事又は監事となることができる。

第14条 通則法第22条 に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

- (1) 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)
- (2) 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

第15条 機構の理事長の解任に関する通則法第23条第1項 の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人科学技術振興機構法第14条」とする。

- 2 機構の理事及び監事の解任に関する通則法第23条第1項 の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに独立行政法人科学技術振興機構法第13条及び第14条」とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第16条 機構の役員及び職員は、第18条第1号から第4号まで、第6号及び第7号に掲げる業務に係る職務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第17条 機構の役員及び職員は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第3章 業務等

(業務の範囲)

第18条 機構は、第4条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。
- (2) 企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して企業化開発を行うこと。
- (3) 前2号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (4) 新技術の企業化開発について企業等にあっせんすること。
- (5) 内外の科学技術情報を収集し、整理し、保管し、提供し、及び閲覧させること。
- (6) 科学技術に関する研究開発に係る交流に関し、次に掲げる業務(大学における研究に係るものを除く。)を行うこと。
 - イ 研究集会の開催、外国の研究者のための宿舍の設置及び運営その他の研究者の交流を促進するための業務
 - ロ 科学技術に関する研究開発を共同して行うこと(営利を目的とする団体が他の営利を目的とする団体との間で行う場合を除く。)
- (7) 前2号に掲げるもののほか、科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に関し、必要な人的及び技術的援助を行い、並びに資材及び設備を提供すること(大学における研究に係

るものを除く。)

(8) 科学技術に関し、知識を普及し、並びに国民の関心及び理解を増進すること。

(9) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(区分経理)

第19条 機構は、文献情報提供業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「文献情報提供勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

(利益及び損失の処理の特例等)

第20条 機構は、文献情報提供勘定以外の一般の勘定(以下「一般勘定」という。)において、通則法第29条第2項第1号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第44条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第30条第1項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第18条に規定する業務(文献情報提供業務を除く。)の財源に充てることができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。
- 3 機構は、第1項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
- 4 文献情報提供勘定における通則法第44条第1項ただし書の規定の適用については、同項中「第3項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付す

る場合又は第3項の規定により同項の用途に充てる場合」とする。

5 第1項から第3項までの規定は、文献情報提供勘定における積立金の処分について準用する。この場合において、第1項中「通則法第44条第1項」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた通則法第44条第1項」と、「第18条に規定する業務(文献情報提供業務を除く。)」とあるのは「文献情報提供業務」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第4章 雑則

(関係行政機関の長の協力)

第21条 関係行政機関の長は、機構の行う科学技術情報の収集について、できる限り協力するものとする。

(機構の解散時における残余財産の分配等)

第22条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、文献情報提供勘定に属する額に相当する額を文献情報提供勘定に係る各出資者に対し、一般勘定に属する額に相当する額を一般勘定に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3 第1項の規定による分配の結果なお文献情報提供勘定に残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

(主務大臣等)

第23条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第24条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和33年法

律第128号)の規定の適用については、同法第2条第1項第1号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第25条 国家公務員宿舎法(昭和24年法律第117号)の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

第5章 罰則

第26条 第16条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第27条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、20万円以下の過料に処する。

- (1) この法律の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- (2) 第18条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

第28条 第9条の規定に違反した者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第6条から第9条まで及び第11条の規定 平成15年10月1日
- (2) 附則第12条の規定 平成15年10月1日又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成14年法律第号)の施行の日のいずれか遅い日

(事業団の解散等)

- 第2条 科学技術振興事業団(以下「事業団」という。)は、機構の成立の時に於いて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時に於いて機構が承継する。
- 2 機構の成立の際現に事業団が有する権利(附則第6条の規定による廃止前の科学技術振興事業団法(平成8年法律第27号。以下「旧事業団法」という。)第49条第1項に規定する一般勘定(以下「旧一般勘定」という。)に属する資産に限る。)のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時に於いて国が承継する。
- 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 事業団の平成15年4月1日に始まる事業年度は、事業団の解散の日の前日に終わるものとする。
- 5 事業団の平成15年4月1日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。
- 6 事業団が発行した出資証券の上に存在する質権は、第7条第1項の規定により出資者が受けるべき機構の出資証券の上に存在する。
- 7 事業団の解散については、旧事業団法第49条第1項及び第2項の規定による残余財産の分配は、行わない。
- 8 第1項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(機構への出資)

- 第3条 前条第1項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、国及び機構が承継する旧一般勘定の資産の価額の合計額から機構が承継する旧一般勘定の負債の金額を差し引いた額(以下「旧一般勘定純資産額」という。)に、事業団に対する旧一般勘定における政府以外の者の出資額の割合を乗じて得た額は、当該政府以外の者から機構に対し文献情報提供業務以外の業務に

必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

2 前条第1項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する旧一般勘定の資産の価額から負債の金額を差し引いた額から、前項の規定により政府以外の者から機構に出資のあったものとされた額を差し引いた額は、政府から機構に対し文献情報提供業務以外の業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

3 前2項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

5 前条第1項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における事業団に対する旧事業団法第39条に規定する文献情報提供勘定(以下「旧文献勘定」という。)における政府及び政府以外の者の出資金に相当する金額は、それぞれ、政府及び当該政府以外の者から機構に対し文献情報提供業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

6 前条第1項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、旧文献勘定において積立金又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、機構の文献情報提供勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

(持分の払戻し)

第4条 前条第1項又は第5項の規定により政府以外の者が機構に出資したものとされた金額については、当該政府以外の者は、機構に対し、その成立の日から起算して1月を経過する日までの間に限り、当該持分の払戻しを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求があったときは、第8条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる政府以外の者の区分に応じ、当該各号に定める金額により払戻しをしなければならない。この場合におい

て、機構は、当該持分に係る出資額により資本金を減少するものとする。

(1) 前条第1項の規定により機構に出資したものとされた政府以外の者 当該政府以外の者が有する旧一般勘定純資産額に対する持分に相当する金額(その金額が当該持分に係る旧一般勘定における出資額を超えるときは、当該旧一般勘定における出資額に相当する金額)

(2) 前条第5項の規定により機構に出資したものとされた政府以外の者 当該政府以外の者が有する附則第2条第1項の規定による承継の際において現に事業団に属する旧文献勘定の資産の価額から負債の金額を差し引いた額に対する持分に相当する金額

3 前条第3項及び第4項の規定は、前項第2号の資産の価額について準用する。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第5条 この法律の施行の際現に科学技術振興機構という名称を使用している者については、第9条の規定は、この法律の施行後6月間は、適用しない。

(科学技術振興事業団法の廃止)

第6条 科学技術振興事業団法は、廃止する。

(科学技術振興事業団法の廃止に伴う経過措置)

第7条 前条の規定の施行前に旧事業団法(第13条及び第27条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第8条 附則第6条の規定の施行前にした行為及び附則第2条第5項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第9条 事業団の役員、顧問若しくは職員又は新技術審議会の委員で

あつた者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務及び新技術事業団の役員若しくは職員又は新技術審議会の委員であつた者に係るその職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、附則第6条の規定の施行後も、なお従前の例による。

2 前項の規定により従前の例によることとされる事項に係る附則第6条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第10条 附則第2条から第5条まで及び第7条から前条までに定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。